

【図書名等】 衛生管理（上）＜第1種用＞

コード No.23428 第13版 定価 2,310 円（本体 2,100 円＋税 10%）

【発行日】 令和5年2月28日

【改訂の概要】

改訂のあらまし	該当頁
法令改正に対応した修正、統計数値の更新のほか、記述を改めました。主な改正点は以下のとおりです。 また本文中の法令については、p4 凡例に示したとおり略称に修正しています。 その他、注の書式を欄外にまとめる形式に変更しています。	
第1章 はじめに	
2 衛生管理者の役割	
(1) 「業務上の疾病」について、労規則別表1の2に関しては、「業務上の疾病」とし、それ以外については「業務上疾病」と使い分けた。	14
3 労働衛生の現状	
・各種統計数字、それに関わる記述や図表を最新の内容に更新。	17～25
第2章 衛生管理体制	
1 トップ、ライン、スタッフの役割	
(1) トップの役割で、総括衛生管理者の選任を要しない職場について加筆。	28
2 労働衛生管理体制の整備	
(1) 総括衛生管理者の代理選任の条件を追加。	29
(2) 一部記述追加修正。	34
4 労働衛生マネジメントシステムとリスクアセスメント	
(2) 労働環境の変化による業務上疾病の原因の多様化について加筆。	41
5 労働衛生管理に必要な記録と届出、報告	
(2) ウ、石綿解体作業等について事前調査結果の届出など追加。	42
第3章 作業環境要素	
2 一般作業環境	
(1) 事務所則による測定は「湿度」→「相対湿度」に修正。 令和4年内施行の括弧書きについては削除。	45～46、49 45～46、49
・表3-3 通達の改正にあわせ修正。	48
(2) 喫煙専用室の気流について健康増進法施行規則第16条の根拠に基づき「0.2 m/s」→「0.2m/s 以上」に修正。	49
(3) 照度について事務所則の規定も追加。 ・表3-4 安衛則の基準から事務所則の基準に差し替え。	50
(4) 「令和3年度騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する報告書」に基づき、「dB (A)」→「dB」に修正。 ・旧版p52の表3-7「騒音レベルによる許容基準」は第5編8表5-16に移動。	52～53 158
・「作業効率」→「作業能率」に修正。	54
(6) 表3-7の但し書きとして、独立個室型の便所を設ける場合について追加。	55
3 有害作業環境	
(2) GHSの正式名称と日本語訳を追加。	56
4 化学物質管理	
(1) 「年間1,000件以上」→「年間約1,000件に及ぶ」に修正。	58
(2) 文言修正。	59
(3) SDSによる通知方法の柔軟化について加筆。 ・④「人体に及ぼす作用」について5年以内ごとの情報更新の義務付けを追加。	62 63
・SDSに通知しなければならない事項について⑩「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加。	63
(4) 「化学物質のリスクアセスメント」について政省令の改正で令和5年4月1日施行分を加筆	

○リスクアセスメント対象外の物質のリスクアセスメントの実施努力義務。	64
○ア リスクアセスメント対象物の製造、又は取り扱う事業場において、労働者がばく露される程度を最小限度にする。	64
○オ CREATE-SIMPLE について加筆。	68
○ク リスクアセスメントの記録と保存について追加。	69
・表 3-8 コントロールバンディングの欄を削除。ばく露推定支援ツール欄を追加。	67
(5) 化学物質の自主的な管理について新設。	69～70
<b>第4章 職業性疾病</b>	
<b>1</b> 職業性疾病とは	
・「業務上の疾病」→「業務上疾病」に修正。	72
<b>2</b> 化学的要因と健康障害	
(1) じん肺の記述、繊維化の箇所を「固くなる」を加筆。	72
(2) カ(ク)「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」最終改正の更新。	88
・表 4-6 について、ぜんそくの要因として「無水フタル」「白金」「エビ、カニ」を追加。	90
(3) 「イ 硫化水素中毒」を新設。	91～92
<b>3</b> 物理的要因と健康障害	
(3) 騒音の周波数表記を「KHz」→「Hz」へ修正。	94
(5) 旧版 p 91 13 行日本文と p 92 表 4-10 を表 5-18 として p 164 に移動。	164
・図 4-2 「放射線の健康障害防止の考え方」の図を新たに追加。	97
<b>4</b> 生物学的要因と健康障害	
(1) ウ(ウ)「マイクロ飛沫感染」→「エアロゾル感染」に記述変更。	99
(エ) 「5μm 以下」→「乾燥した」へ変更。	100
(2) ア 「(クオンティフェロン®TB-2G検査)」→「やT-S P O T検査」に変更。	100
・エ オ「新型コロナウイルス」について後半部分を p 277 へ移動。	277
<b>5</b> 作業要因と健康障害	
(3) 自殺者数の更新。	109
・表 4-14 について、出典名を加筆。	109
・表 4-16 について、発出日、発出番号を補う。	112
(5) 認定基準の正式名称を補う。	113
<b>6</b> 業務上疾病と作業関連疾患	
(1) 「業務上の疾病」→「業務上疾病」へ修正。	114
<b>第5章 作業環境管理</b>	
<b>3</b> 作業環境測定	
(2) 「作業環境測定基準」の最終改正日を更新。	124
・表 5-2 表内をわかりやすく整理し、文言を補った。	125
・(エ) 図 5-5 を追加。	127
・「作業環境基準」、「作業環境測定法施行規則」へ修正。	127
・文章が長いため、句点で調整。	127
(3) 「作業環境評価基準」の最終改正日を更新。	128
(4) 表 5-6 を一部修正。	133
<b>5</b> 局所排気装置	
(3) 制御風速、抑制濃度	
・表 5-9 (b) アルキル水銀化合物の欄の「エチルキ」→「エチル基」へ。	147
・同「パラ-ニトロクロルベンゼン」→「パラ-ニトロクロルベンゼン」へ。	147
<b>6</b> プッシュプル型換気装置	
・表 5-14 「プッシュプル型換気装置の性能」を追加。	152、153
<b>8</b> 物理的因子に係る作業環境の管理	
(2) ア 「dB (A) で表す。これは人間には～用いられるものである。」を削除。	157
・表 5-16 は旧版 p 52 の表 3-7 からの移動。	158
・表 5-17、「dB (A)」→「dB」へ、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ→1、2、3 へ変更。	159
(4) 旧版 p 91 の表 4-10 を表 5-18 として追加。	164

9	一般作業環境の改善 (1) 令和4年内施行の括弧書きを削除。	165
10	快適職場環境の形成 (1) 旧版p160下から5行目～p161上から5行目について、後段でも繰り返し述べているため、削除。 (2) 図5-15 イラストにマスクを追加。	168 173
第6章 作業管理		
1	作業管理の目的と意義 (3) 表6-2 有機則の欄「第1章～」を削除。	178
4	作業管理の具体例 (2) VDTガイドラインの記述を削除。 ・図6-4 ※1、2を削除。	192 194
5	労働衛生保護具 (1) 表6-12 「JIS T 8142 溶接保護面」を削除。 (2) 呼吸用防じんマスクの通達 最終改正日を更新。 ・写真6-1 「防じんマスク（吸気補助具付き）」 →「電動ファン付き呼吸用保護具」に修正。 ・図6-5 給気式 「○空気中の粉じん、有害ガスが対象」 →「○酸欠に有効」に修正。 ・イ（イ）「金属アーク溶接等作業における保護具の選択」→「呼吸用保護具の選択」へ内容も修正。 ・「防護係数」→「指定防護係数」に修正。 ・ウ（ウ）「呼吸用保護具の密着の確認」 →「呼吸用保護具のフィットテスト」に修正。 ・図6-8、6-9、6-10「漏れチェック」→「シールチェック」 ・面体の「要求防護係数（要求フィットファクタ）」→「要求フィットファクタ」へ変更 ・（エ）箇条書きに変更し、③、④、⑤とナンバーをふる。 (3) オ 文言の修正。	195 196 197 198 201 201 203 203 204 204 212
第7章 健康管理		
1	健康管理の意義と目的 (2) 表7-2 「高度肥満」を追加 ・表7-3 診断基準に則り文言を補う。 (3) イ 「純音聴力検査以外の方法」についての記述は削除。 (8) エ 「A <sub>1c</sub> 」→「A <sub>1c</sub> 」へ修正。 ・定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて内容修正。 (9) エ 握力検査に溶接ヒュームの記述を追加。	222 222 223 226 226 228
3	健康診断 (3) 旧版テキストp225下から3行目「特定業務者健康診断を含め」を削除。 (4) 有機溶剤や特定化学物質、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の緩和について追加。 ・表7-14 項目の修正。 ・表7-15 文言の修正。 ・ウ 溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに関する内容の追加。 ・表7-16 項目の修正。 ・カ 「3カ月以内ごとに1回」→「6カ月以内ごとに1回」に修正。 ・表7-17 項目の修正。 ・ク 歯科医師による健康診断について監督署への報告を追加。 (5) イ、ウ 指針の最終改正日を追加。 ・エ 打撃式工具等の強振動工具とその他の工具の頻度を追加。 ・表7-22 マンガン化合物を取り扱う業務の項目を削除。 (12) 表7-24 スチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの欄を削除。	234 237 239 240 240 241 241 242 243 243 245 246 250
4	健康診断の事後措置 (2) 表7-25 「じん肺健康診断」→「じん肺」に修正。	252

5	適正配置 (8) 表 7-28 「ベータープロピオラクトン」 →「ベータープロピオラクトン」に修正。	260
6	雇用・就業形態と健康管理 (6) 元請の産業医の兼務について、最終改正内容を追加。	262～263
7	過重労働による健康障害防止対策 (4) ア ①～⑥まで削除して差替え。 ・エ オを追加。	265～266 266～267
8	職場における受動喫煙防止対策 ・内容をコンパクトにするため文言を調整。 ・表 7-29 タイトルに「改正健康増進法による」を追加。	268 269
9	健康管理手帳 ・表 7-30 3,3-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンの製造・取扱い 業務を追加	271
10	健康情報の取扱い (3) ア 「医療保険者からの定期健診に関する記録の写しの提供」に関して追加。 (4) ア 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」の内容に修正。 ・表 7-32 上記指針に基づき内容を差替え。	274～275 275 276
11	健康に関する危機管理 (2) インフルエンザの記述を短く調整。 (3) 「新型コロナウイルス感染症」を追加。	277 277
12	健康管理に関する事業場外との連携 (5) 健康日本 21 の目標の期間の記述を修正。	281
第 8 章 健康保持増進対策とメンタルヘルス対策		
1	健康保持増進対策 (THP) の意義と目的 ・THP 指針の最終改正日を更新。	284
7	職場におけるメンタルヘルス対策 (1) ストレスチェックの実績の更新。 ・表 8-2 令和 3 年調査結果に更新。 (6) 50 人未満の事業場が努力義務であることを追加。 ・図 8-3 図の差替え。	290 291 297 298
第 9 章 労働衛生教育		
1	労働衛生教育の目的と意義 ・「業務上の疾病」→「業務上疾病」へ変更。	310
第 11 章 救急処置		
1	救急蘇生法 (2) 統計を令和 4 年版の数値内容に修正。	336～337
2	応急手当 (4) 「厚生労働省防災業務計画」について最終改正日を更新。	371
第 12 章 労働生理		
2	ライフサイクルと人体の機能の変化 (1) イ 令和 3 年度「体力運動能力調査」の数値内容に修正。	413
3	環境条件による人体の機能の変化 (3) ア 令和 3 年「労働安全衛生調査」の数値内容に修正。	417

2023.03.

中央労働災害防止協会